

益子町 地場産業育成補助金

ふるさと納税対象製品の開発及び
次代の益子焼産地を担う若手作家への支援を目的とした制度です。



ふるさと納税
協力事業者向け

事業 1 ふるさと納税 (設備の導入)

返礼品の生産・製造・加工・販売・
体験等に必要となる
設備の導入費用（修繕費含む）
1/2以内 50万円まで（1回限り）

窯業を生業として
志す方を雇う
事業主向け

事業 3 作陶支援 (雇用事業主)

窯業を生業として志す者を雇用した
際に支払う給料
月額給料の 1/3 以内
5万円 × 2人まで（最大3年間）

窯業を生業として
志す方向け

事業 2-1 生活支援(住家の賃借)

月額家賃の1/4以内
年間12万円まで（最大3年間）

事業 2-2 作陶支援(設備の賃借)

窯・工房など作陶に必要な設備の
賃貸借に関する費用

1/2以内
年間12万円まで（最大3年間）

事業 2-3 作陶支援(設備の導入)

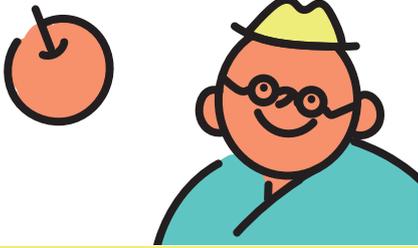
窯・ろくろ・土練機等や附属品の
導入費用（修繕費含む）

1/2以内 50万円まで（1回限り）

対象者

事業1 ふるさと納税協力業者

町内に事業所があり、
10年以上事業を継続する意思を
有するふるさと納税協力事業者



事業2⁻¹-2-3 窯業を生業として志す方

※(1)~(4)の条件を
全て満たす方が対象

- (1) 益子町に住所がある又は補助金交付までに益子町に住所を移す予定である
- (2) 補助金交付申請日現在で40歳未満である
- (3) 学校等で窯業に関する専門的な知識及び技能を1年以上習得したことがある
又は陶磁器製造事業所等に勤務及び作家に師事した経験が1年以上ある
- (4) 益子町で窯業を10年以上継続する意思がある

支給条件

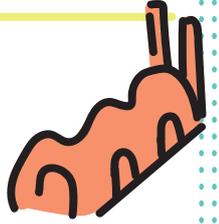
- ・町内に家屋を持たず、町内の賃貸借住宅等に居住している [事業2-1]
- ・住宅の借主が申請者本人である [事業2-1]
- ・貸主が2親等以内の親族でない [事業2-1・事業2-2]

事業3 窯業を生業として志す方を雇用する事業主

町内に事業所があり、窯業を生業として志す方(上記の(1)~(4)の対象者を参照)を雇用する事業主

支給要件

- ・窯業を生業として志す方の1週間の所定労働時間が20時間以上かつ雇用保険が適用されている
- ・窯業を生業として志す方が自由に作陶できる時間を設け、設備を使用させるなど、窯業者育成に関して配慮している
- ・個人事業主及び法人代表者の3親等以内の雇用ではない



申請の流れ

